

【 14 】

氏名	中山健男
	なか やま たけ お
学位の種類	法学博士
学位記番号	論法博第10号
学位授与の日付	昭和41年3月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	国家と宗教
論文調査委員	(主査) 教授 大石義雄 教授 加藤新平 教授 杉村敏正

論文内容の要旨

この論文は、2章から成り、第1章では、諸外国における政教関係についてのべ、第2章では、わが国における政教分離についてのべている。

第1章は、9節から成り、第1節では、序説として、諸国の政教関係が複雑多様であり、これを分類する上に、非常な困難を伴う所以についてのべ、その中で、政教非分離国中スペインとイギリスをとり上げ、政教分離国からは、ドイツ・アメリカ合衆国・スイス・フランス・ソ連の5か国をとり上げる理由をのべている。

第2節では、スペインの場合をとり上げている。ここでは、分離がほとんど行われず、したがって、信教の自由にも支障を来たす典型的な例であるとしている。

第3節では、イギリスの場合をとり上げている。ここでは、イギリスにおける新旧両教の対立から、国教制の確立に至るいきさつ、更に国教派と非国教派の対立を通じて、次第に宗教的寛容と平等が実現されて来たいきさつをのべている。

第4節では、ドイツの場合をとり上げている。ここでは、教皇権と皇帝権との争い、宗教改革以後の新旧両教の争いを経て、両教が国家により平等の地位を認められ、やがて、徐々に、政教分離体制が確立されるに至るいきさつをのべている。

第5節では、アメリカ合衆国の場合をとり上げている。ここでは、アメリカ合衆国は、政教分離を極めて厳格に行うことをたてまえとしている国であることをのべ、兵役と信教の自由、公立学校と宗教、教団に対する国の財政援助、および国の施設の中における宗教の4項目に分け、宗教に関する数々の判例を紹介論評し、関連する法令などについても論及している。

第6節では、スイス、第7節ではフランス、第8節ではソ連邦の場合をとり上げているが、いずれも、大体においては同様の趣旨であり、国は、教団の活動に対して、自由放任の立場をとるわけではなく、公共の秩序にとって有害と認める場合には、これを制限禁止すると同時に、また国民にとって有益と認める

場合には、これに対して便宜をはかっていることを詳説している。

第9節では、以上の諸国の例をもととして、政教分離の定義づけと分離の相対性の由って来たる所以を理論づけようとしている。

第2章は、わが国における政教分離についてのべたものであり、6節から成っている。

第1節では、序説として、旧憲法下の政教分離について論じ、神社は国民道徳的施設として国家が設けたものであることを説き、いわゆる通説とちがって、旧憲法下にも政教分離は制度的に認められていたと説いている。

第2節では、現憲法下の政教分離についてのいわゆる多数説の見解を紹介し、第3節では、現憲法下の政教分離についてのいわゆる少数説の見解を紹介している。

第4節では、第3節にのべたいわゆる少数説の立場を手がかりとして独自の意見を展開している。

第5節では、公立学校における宗教教育についてのべている。すなわち、憲法89条も政教分離に関する規定であり、同条項の趣旨を20条の条項との関連において論ずるため、公立学校における宗教教育の問題を中心として論じている。

第6節では、国家と神社との関係についてのべている。すなわち神社は、社会的実体としては、国民道徳的要素と宗教的要素とを兼ねそなえたものであるとなし、神社によっては、第1の要素の強いものと第2の要素の強いものがあり、これを一律に制度上宗教として敬して遠ざけることは、国民精神の支柱を国民からとり除くことになるとのべている。

論文審査の結果の要旨

この論文は、比較憲法論的研究を基礎としながら、国家と宗教との関係を論じたものである。第1章では、諸外国の立法例を通じて見た国家と宗教との関係を論じ、第2章では、わが国における国家と宗教との関係を憲法との関係において論じ、神社の特殊性に論及している。

国家と宗教との関係において重要な意味を持つ憲法原則としての政教分離の原則については、著者は、その相対的性格を無視しえないものとかんがえている。

国家と宗教との関係を憲法との関係においてのべた著作は、わが国においても、これまで全然出ていないわけではない。しかし、この論文のように、広汎な比較憲法論的体系的な著作は見当らない。論旨の或る部分については、問題の性質上、批判の余地もあると思われる。しかし、今日わが国において、国家と宗教との関係についての国法学的研究書として、この論文以上の体系的なものは存在しないのであり、この論文は、この分野での顕著な業績であることは疑なく、今後国家と宗教との関係について研究する者にとっては、無視することのできない貴重な参考資料である。

よって、この論文は法学博士の学位論文としての価値があるものと認める。